

草津市内の事業者のみなさまへ

廃棄物の 適正処理 ガイドブック

保存版

ごみ問題を考える
草津市民会議キャラクター
「クルリーナちゃん」

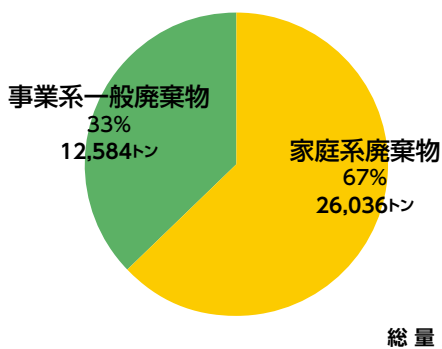


令和5年4月 草津市

はじめに

市内において、令和3年度に処理された一般廃棄物約3万9千トンのうち、事業活動によって発生したもの（事業系一般廃棄物）は約1万3千トンあり、約33%を占めています。

令和3年度 草津市ごみ処理量



市では、「草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例」を制定し、事業者のみなさまに対し、①「廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることによりその減量を行うこと」、②「廃棄物を適正に処理すること」などを責務として規定しています。

本冊子の前半には、廃棄物の処理に関するルールを、後半には、3R（発生抑制・再使用・資源化）の取組事例を具体的に紹介しています。本冊子をお読みいただき、ごみ減量とリサイクルについての意識を高めていただくことで、経営コストの削減や事業所のイメージアップにつながり、ひいては資源の枯渇や地球温暖化対策など地球環境保全に積極的に取り組まれますことを切に願うものです。

目次

適正処理編

事業者の責務	2
事業系廃棄物と家庭系廃棄物	3
事業系一般廃棄物と産業廃棄物	4
事業系廃棄物の処理の流れ	7
廃棄物処理委託契約	9

ごみ減量編

事業系一般廃棄物の現状把握と減量に向けた計画	11
3Rの取組（紙ごみ・生ごみ・資源ごみ・その他）	12
環境マネジメント	18

事業者の責務

事業者の責務

事業者は、全ての廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理する義務があります。

1 自ら処理するか、処理委託を

事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して処理（収集・運搬、処分）しなければなりません。

2 廃棄物の資源化と減量を

廃棄物の資源化を積極的に推進し、その減量に努めなければなりません。

3 製造、販売等の際には工夫を

物の製造、加工、販売等に当たっては、廃棄物処理やリサイクルがしやすい製品、容器等の開発を行うとともに、廃棄物となった場合の処理方法について情報提供を行わなければなりません。

4 国や自治体の施策に協力を

廃棄物の減量や適正な処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力しなければなりません。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) 〔抜粋〕

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。



草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例 〔抜粋〕

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの責任と負担において、その事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることによりその減量を行うとともに、廃棄物を適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の再利用等および適正な処理に関する技術の研究および開発に努めなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量および適正な処理ならびに環境美化について、自ら取り組むよう努めなければならない。

事業系廃棄物と家庭系廃棄物

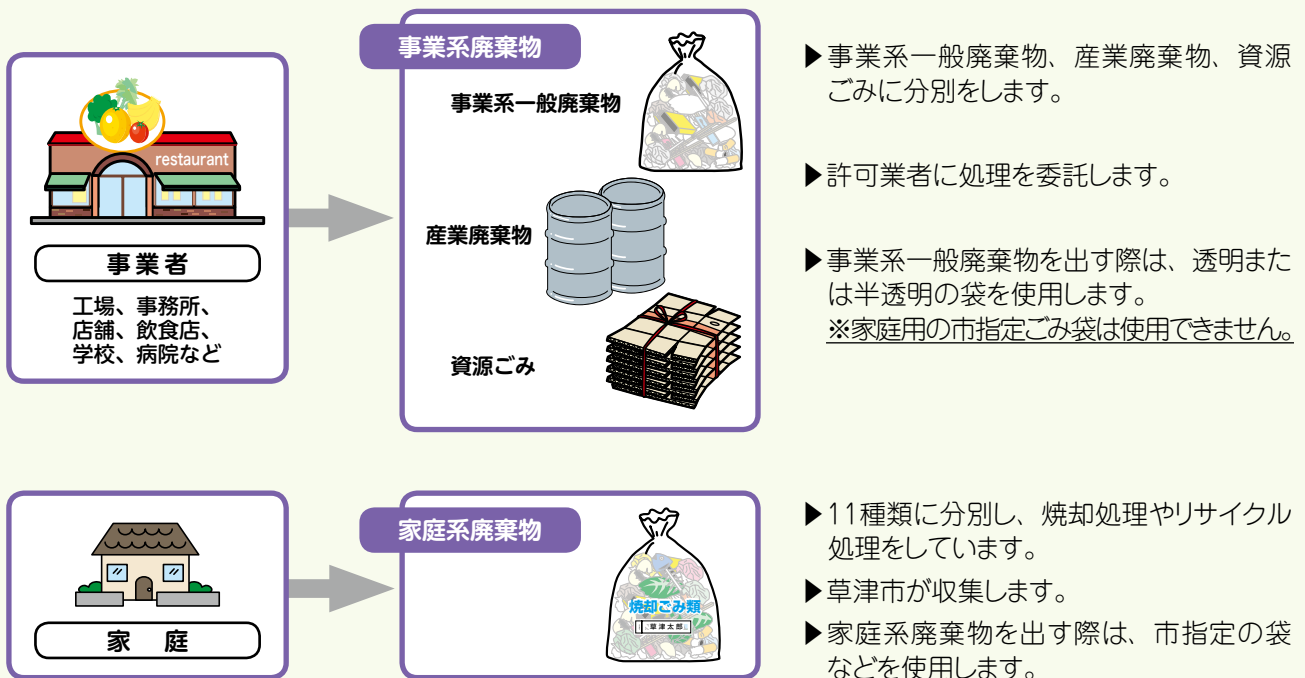
● 事業系廃棄物と家庭系廃棄物の違い

廃棄物の定義

「廃棄物」とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために不要となった、固形状又は液状のものをいいます。

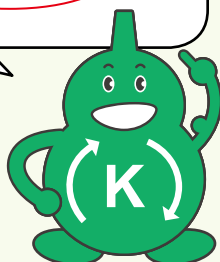
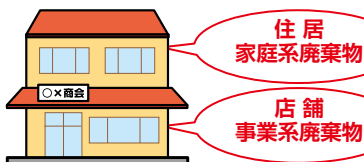
「事業系廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた全てのごみを指します。

事業活動には、商店、会社、飲食店、工場等による営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、官公庁等による公共サービスなど、事業者が行う全ての活動が含まれます。



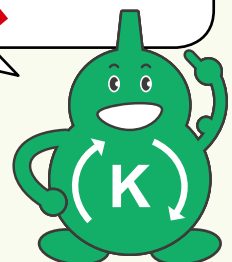
❓ 住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理が必要なの？

事業系廃棄物は、事業者が責任を持って処理する義務があります。住居と店舗が一体であっても、事業系廃棄物を家庭系廃棄物として出すことはできません。



❓ 事業系廃棄物を家庭系廃棄物として処理してはいけないの？

事業系廃棄物を家庭系廃棄物の集積所に出すことは、廃棄物処理法に違反する行為です。違反すると廃棄物処理法により罰則が科せられます。



事業系一般廃棄物と産業廃棄物

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違い

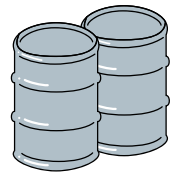
事業系 一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいいます。ほぼ全ての廃棄物を指すようにも思えますが、分別を徹底すれば、事業系一般廃棄物に該当するごみは、食べ残した物やティッシュくず程度にとどまります。



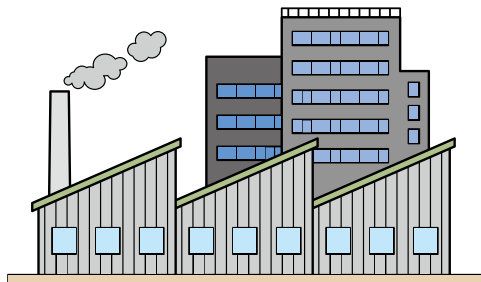
産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、廃棄物処理法で定められた21種類のものをいいます。さらに、この中でも、爆発性、毒性、感染性などのあるものが特別管理産業廃棄物として定められており、それぞれ管理や処理の方法が異なります。



資源ごみ

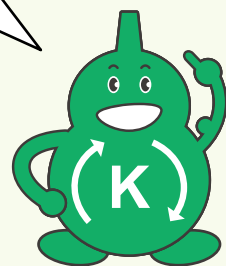
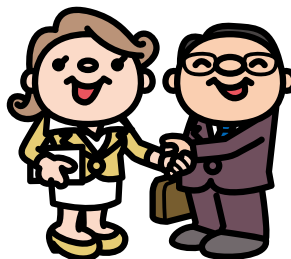
事業系廃棄物の中には、資源化が可能なものが数多くありますので、分別してリサイクルを進めましょう。



? ウチの事業所は産業廃棄物が出ないのですが?

産業廃棄物は、どのような事業所からでも必ずと言っていいほど排出されるもので、事業所の規模や排出量は関係ありません。また、事業系一般廃棄物と産業廃棄物はそれぞれに処理を行うための契約が必要です。

例えば…
従業員の皆さんで食べた食品のプラスチック容器は、産業廃棄物です。



産業廃棄物の例

1	燃え殻	石炭殻、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭等
2	汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建設系汚泥、製造工程から出る泥状の物等
3	廃油	廃潤滑油、廃切削油、アルコール等の廃溶剤、廃固形石けん、廃食用油等
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液等
5	廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石けんの廃液、自動車の廃不凍液等
6	廃プラスチック類	廃発泡スチロール、化学繊維くず、廃プラスチック製品・容器包装、廃タイヤ等
7	ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る
8	金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、廃金属製品等
9	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	空き瓶、廃ガラス製品、陶磁器くず(れんが、瓦、タイル)、廃陶器製品、廃石こうボード、廃スレート板等、コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字溝等(※コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)
10	鋳さい	高炉、転炉、電気炉等の残さ、鋳物の型に使われた砂、不良鋳石等
11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、モルタル片、アスファルトコンクリート片等
12	ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの(電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト)
13	★ 紙くず	新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず【建設業】 紙、板紙のくず等【紙・紙加工品製造業、印刷出版業等】
14	★ 木くず	新築、改築、増築、除去等に伴う木くず【建設業】 木材片、おがくず、かんなくず等【木材・木製品製造業、パルプ製造業】 不要な木製家具等【物品賃貸業】 貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木材【全業種該当】
15	★ 繊維くず	新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず【建設業】 木綿、羊毛等の天然繊維くず【繊維工業(縫製を除く)】
16	★ 動植物性残さ	豆腐製造業のおから、醸造かす等【食料品・医薬品・香料製造業等】
17	★ 動物系固形不要物	牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物【と畜場、食鳥処理場】
18	★ 動物のふん尿	牛、馬、豚、にわとり等のふん尿【畜産農業、畜産類似業】
19	★ 動物の死体	牛、馬、豚、にわとり等の死体【畜産農業、畜産類似業】
20	政令第 13 号廃棄物	上記 1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの(コンクリート固型化物等)
21	輸入された廃棄物	上記 1～20、船舶・航空機の乗組員等の生活ごみ及び入国者が携帯した生活ごみを除く。

★の項目は、特定の業種の事業者が排出する場合に限り産業廃棄物となります。

ごみ分別表

事業系一般廃棄物

厨芥類 ちゅうかい	食品の売れ残り、食べ残した物、調理くずなど	一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。
	●食料品製造業などの業種から発生する厨芥類は産業廃棄物（動植物性残さ）です。 ●食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。 〈例〉堆肥化、飼料化など ●水切りの徹底、生ごみ処理機の活用などを行い、減量に努めてください。	
紙くず	汚れのついた紙など	一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、クリーンセンターに搬入します。また、自ら搬入することもできます。
	●建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。	
木くず	せん定枝など	一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。
	●建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。	

※クリーンセンターへの搬入には、大きさや量についての制限があります。

産業廃棄物

プラスチック類	梱包資材、ラップ類、トレイ、ポリ袋、発泡スチロール、化学繊維など	一般社団法人滋賀県産業資源循環協会に相談のうえ、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。
金属類	刃物類、スプレー缶、一斗缶、金具類など	
ガラス陶磁器類	コップなどのガラス類、陶器類など	
蛍光灯電池類	蛍光灯、乾電池、ボタン電池、充電池など	
その他 (大型ごみなど)	事業所の机、椅子、ロッカー、家電製品、パソコン、消火器など	テレビ、家庭用のエアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機は法律によりリサイクルが義務付けられています。パソコン、消火器は、リサイクルルートがあります。いずれも販売店やメーカーにお問い合わせください。

※産業廃棄物をクリーンセンターに搬入することはできません。

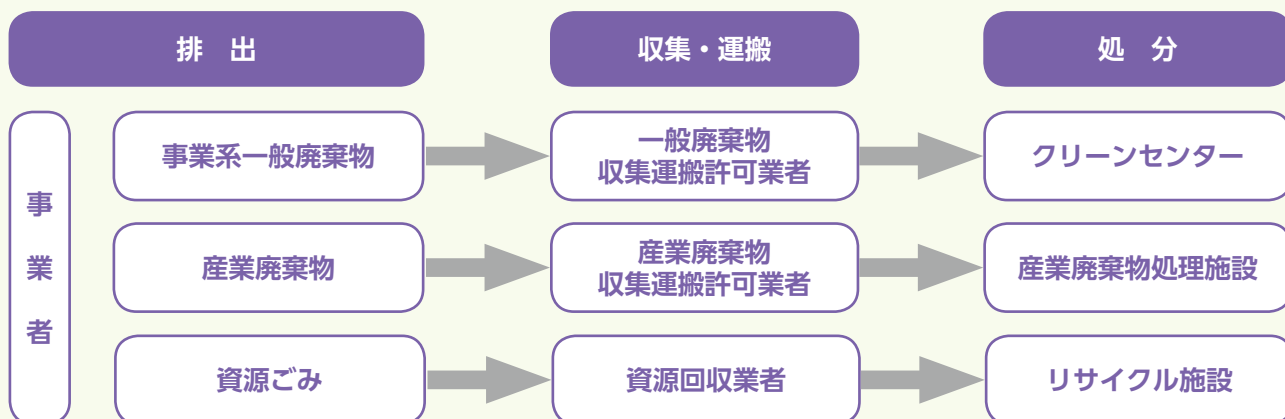
資源ごみ

缶	飲料料用の缶など	産業廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者に委託してください。缶やびんなどは、再生利用が可能なので分別し、リサイクルしてください。
びん	飲料料用のびんなど	
ペットボトル	飲料料用などのペットボトル	
古紙	種類ごとに分別し、一般廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者に委託してください。再生利用可能な古紙を廃棄物として処理することは避けてください。	●古紙の取り扱いについては、委託業者に確認してください。
	新聞、雑誌、段ボール、OA古紙、シュレッダーくず、機密書類、雑がみ（メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱、パンフレット、カタログなど）	
古布	不要になった衣類など	事業系一般廃棄物として処理することもできますが、できる限りリサイクルしてください。
	●化学繊維製品は産業廃棄物です。 ●建設業、繊維工業などの業種から発生する古布（繊維くず）は産業廃棄物です。	

事業系廃棄物の処理の流れ

● 廃棄物処理の流れ

事業所から排出された廃棄物は、「排出」、「収集・運搬」、「処分」の順で処理が行われ、それぞれの過程で責任が生じます。



※一般廃棄物収集運搬業と産業廃棄物収集運搬業と両方の許可を受けている業者もあります。

● 適正処理の第一歩は分別

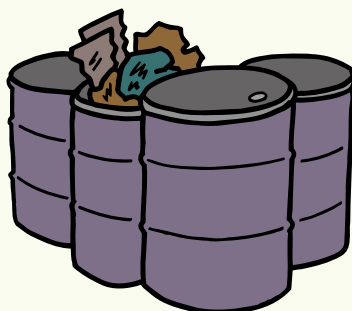
廃棄物が発生した時点で、次の3種類を基本として、処分先や処分方法ごとに分別しましょう。

廃棄物の大部分は資源としてリサイクルすることが可能なため、再生利用や売却ができるものは分別して排出しましょう。



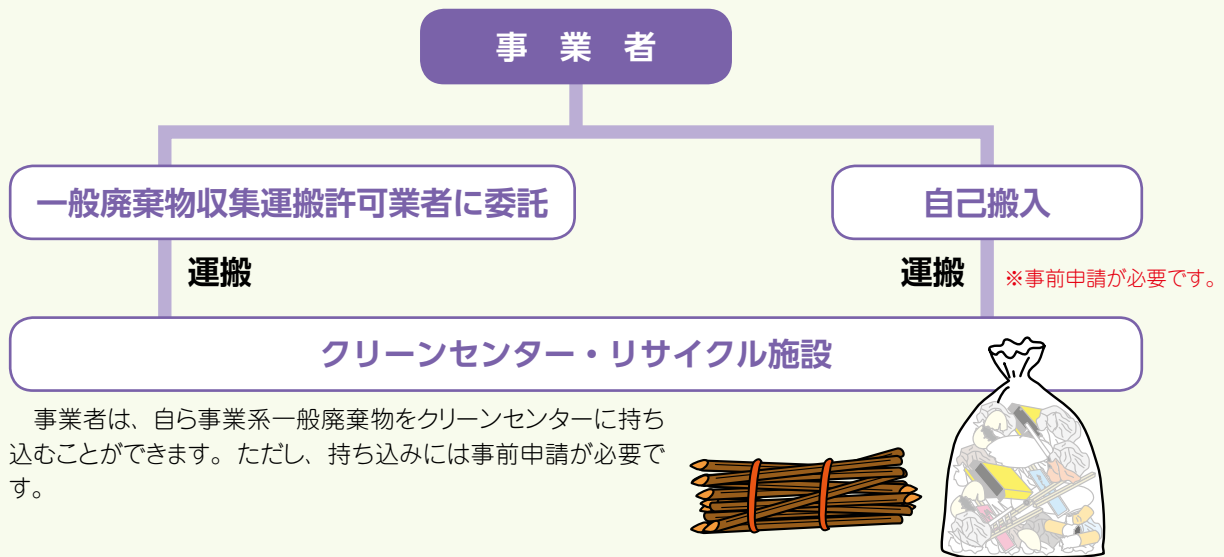
● 廃棄物の保管

分別した廃棄物は、種類ごとに保管します。保管場所には囲いを設けて関係者以外の者が立ち入らないようにしてください。また、飛散、流出、悪臭の発散が生じないように、必要に応じて容器等を使用するとともに、ねずみの生息や蚊、はえ等の発生を防いでください。処理業者に廃棄物を引き渡すまでの間は、適正にルールを守って保管を行ってください。



● 事業系一般廃棄物の処理の流れ

事業系一般廃棄物については、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集・運搬を委託し、クリーンセンターなどに搬入するという流れになります。なお、自己搬入をすることもできます。



草津市立クリーンセンターのご案内

一般廃棄物の処分手数料については、1回の搬入につき、
200キログラム未満のとき、10キログラム当たり110円
200キログラム以上のとき、10キログラム当たり210円

【令和5年4月現在】

住 所 草津市馬場町1200番地25

開場日 祝日を含む毎週月曜から土曜
(年末年始は搬入できません)

時 間 8時30分～11時30分、13時～15時30分
※要事前申請

持込事前申請コールセンター

TEL: 077-516-4030(受付時間:平日8時30分～17時15分)



インターネット予約サイト



クリーンセンターでの展開検査

事業者などからクリーンセンターに持ち込まれたごみの検査を実施しています。職員がごみの搬入状況等を点検し、産業廃棄物などの不適切なごみが混入していた場合は、分別の徹底について指導を行っています。

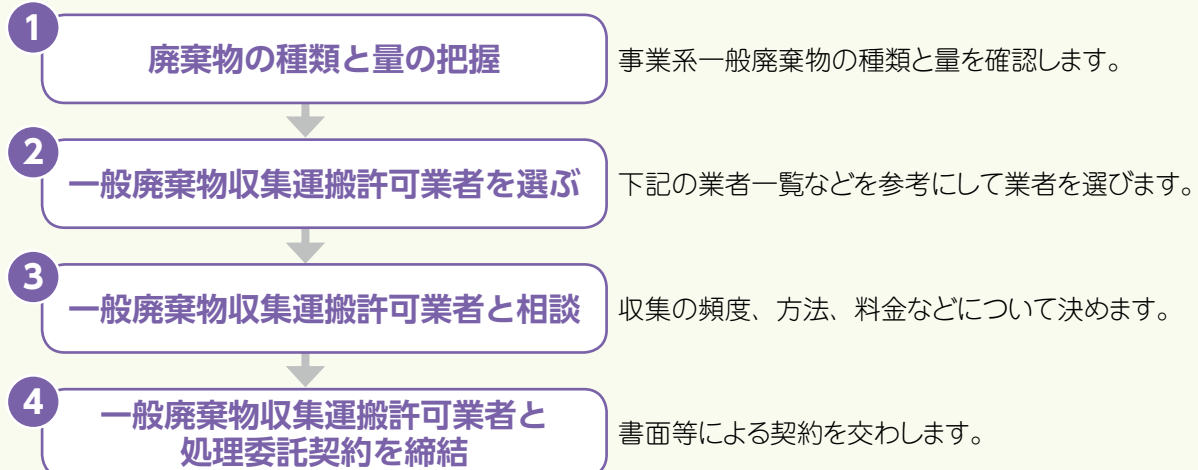
混入については減少傾向にありますが、まだ十分とはいえません。産業廃棄物を事業系一般廃棄物として処理することは違法行為に当たるため、分別を徹底し、事業系一般廃棄物の中に産業廃棄物が混入しないようにしてください。



廃棄物処理委託契約

事業系一般廃棄物処理委託契約の流れ

事業系一般廃棄物の処理を委託する場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者と契約する必要があります。



※産業廃棄物の処理については、一般社団法人滋賀県産業資源循環協会（大津市梅林一丁目3-30 TEL.077-521-2550）までご相談ください。

草津市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

【令和7年8月現在】

No.	申請業者名	本社所在地	電話番号
1	大五産業株式会社	草津市若竹町9番24号	077-564-2274
2	近畿環境保全株式会社	草津市青地町字六反田196番地	077-564-1502
3	太陽清掃社	大津市桜野町二丁目10番7号	077-525-4338
4	有限会社伊藤商店	大津市萱野浦20番11号	077-543-7172
5	株式会社原サービス	草津市桜ヶ丘三丁目2-24	090-7872-0315
6	有限会社滋賀環境センター	草津市草津町1570-6	077-565-1828
7	株式会社木下カンセー	大津市大萱一丁目17番14号 松政ビル7階	077-543-2663
8	株式会社杉本商事	彦根市南川瀬町771番地	0749-28-9206
9	有限会社滋賀グリーン清掃	大津市あかね町13番21-412号	077-521-0258
10	有限会社岩本商会	大津市瀬田一丁目2番14号	080-8313-9892
11	琵琶工衛株式会社	大津市石居三丁目3番20号	077-546-3838
12	有限会社 エコプラス	東近江市上平木町17番地11	0748-22-1230

№13の事業者は令和7年7月に廃業されました。

14	株式会社テクノス	草津市馬場町1200-32	077-565-8393
15	株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1	0584-66-3657
16	株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51番地の2	072-769-0339
17	株式会社木下商会	草津市追分南三丁目8番15号	077-543-2691
18	草津環境管理サービス企業組合	草津市木川町865番地19	077-565-9355
19	安田産業株式会社	京都市伏見区南寝小屋町91番地	075-604-5353
20	株式会社三峰環境サービス	湖南市三雲36番地2	0748-72-7717

※「株式会社美濃ラボ」と「株式会社猪名川動物霊園」は動物死骸のみの許可

● 委託には基準があります

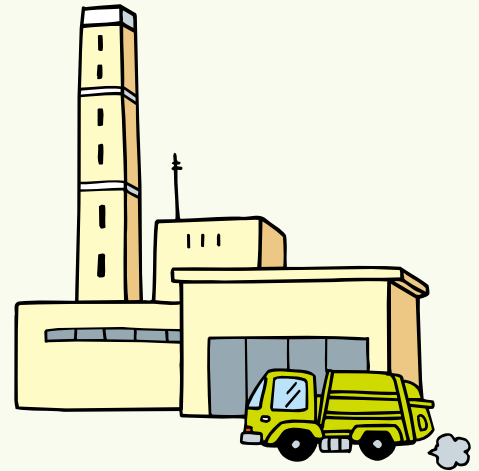
廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託しましょう。

事業系一般廃棄物と産業廃棄物では、許可の内容が異なりますので、廃棄物の種類に応じて適切に処理業者を選ぶ必要があります。



委託基準違反の罰則

事業者が、事業系廃棄物の収集・運搬又は処分を無許可の業者等に委託すると、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金などが科せられます。



● 不法投棄は犯罪です

廃棄物の不法投棄を行うと厳しい罰則が科せられます。処理を委託した業者が不法投棄を行った場合であっても、排出した事業者の責任が問われることがあるため、最終処分されるまでの流れを確認する必要があります。



不法投棄の罰則

不法投棄をすると、5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金（法人には3億円以下の罰金）など、非常に厳しい罰則が科せられます。



事業系一般廃棄物の現状把握と減量に向けた計画

事業系一般廃棄物の現状把握

1 廃棄物の減量、処理および再利用についての責任者を決める。

廃棄物管理責任者は、廃棄物の状況把握や管理が実際にでき、経営者、従業員、清掃担当者および収集運搬許可業者に助言や指導ができる人が望ましい。

2 廃棄物の種類と排出量を調査・把握する。

実際の重量を測るのが最も良い方法ですが、実測が難しい場合は、ごみ袋や容器等で換算基準を設けて、日々の排出数から排出量を算出し、管理する。

3 廃棄物の流れを確認する。

保管場所や収集場所の現状、どの種類のごみがどこでどのように処分されているかなどをチェックする。

分別回収箱等の配置例

使用済み封筒

使用済みの封筒は捨てずに、資料入れや社内回覧などに活用します。



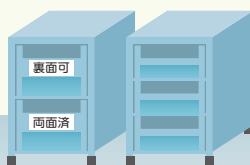
新聞

古紙

古紙は種類ごとに分別します。

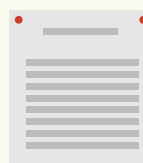
ミスコピー

雑紙



分別表

分別方法を分かりやすく示した表を掲示します。



分別箱

分別する種類に応じたごみ箱や棚を設置します。



事業系一般廃棄物の減量計画

4 分別の方法などを決め、減量のターゲットを絞り込む。

- ・資源ごみの分別
- ・排出量の多い廃棄物についての検討
- ・少ない手間と経費で、高い減量効果が期待できるものを選定
- ・梱包資材や箱の再使用

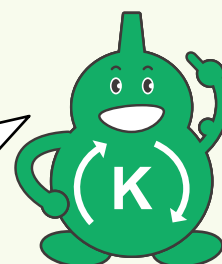
5 減量のための役割分担を決め、年間計画を定める。

減量計画書に記入する内容

- ・分別品目ごとの発生量
- ・廃棄物の排出量、収集運搬委託量、処分委託料
- ・廃棄物の減量に関する事項 など

? 減量計画書を作るとどのようなメリットがあるの?

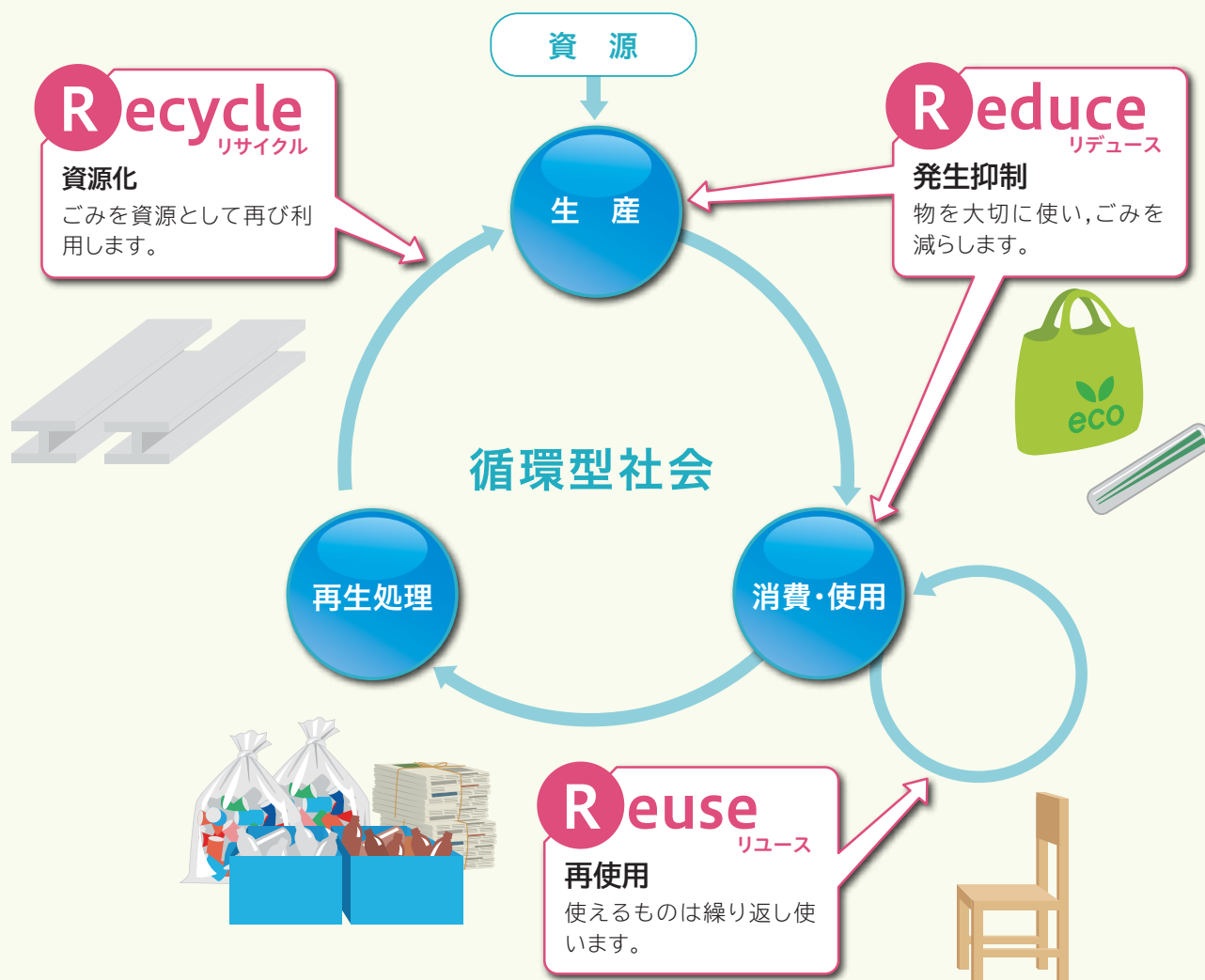
廃棄物の減量計画が立てられれば、ごみ処理経費を定額制（年間で一定）ではなく、従量制（排出量に応じて変動）に変更するなど、コスト削減に結びつけることができます。



3Rの取組

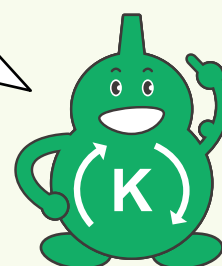
3Rの取組

3Rとは、ごみを減らすとともに循環型社会を形成するために必要な3つの要素である、「Reduce（リデュース）」、「Reuse（リユース）」、「Recycle（リサイクル）」の頭文字Rをとった言葉です。ごみになるものを減らし（リデュース＝発生抑制）、使えるものは繰り返し使い（リユース＝再使用）、使えなくなったものを資源として再び利用する（リサイクル＝資源化）ことを指します。



? 3つのRで一番大事なのは?

まず、行わなければならないことは、「Reduce（リデュース）」です。ごみとなったものを収集・運搬、処分することはもとより、リサイクルを行うにあたっては石油や電気など多くのエネルギーが必要となります。廃棄物の減量は地球環境を守るだけでなく、処理経費の削減、事業所のイメージアップにもつながります。



3Rの取組(紙ごみ)

紙ごみの減量は、最も減量効果が上がる方法です。特に、大量の紙が日常的に使われるオフィスでは発生量が多くなることから、ごみとして処分するのではなく、資源としての見直しを図ってください。

リデュース(発生抑制)

1 余分な紙は使わない。

書類の不要化……………	Eメール・プロジェクター・社内ネットワークの活用
書類の共有化・一元化 ……	個人配付資料の見直し
……………	内容やレイアウトの見直し
用紙の省資源化……………	両面や縮小コピー
印刷枚数・校正の適正化 ……	チェックを怠らない
ミスコピーの減少 ……	印刷設定の確認
紙コップの不使用 ……	マイカップ自販機の導入
ペーパータオルの不使用 ……	布製おしぼりの使用
資料の電子化……………	タブレット端末等の導入

2 不要なダイレクトメールの受け取りを断る。

リユース(再使用)

1 裏紙はメモとして活用する。

2 封筒・ファイルは繰り返し使う。

3 段ボール箱は、通い箱として活用する。



紙製容器包装識別マーク



ダンボールリサイクルマーク



紙パック識別マーク

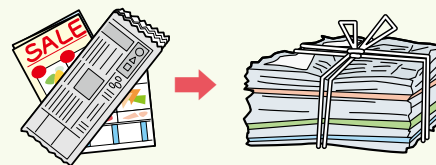
リサイクル(資源化)

- 1 古紙回収業者に依頼するか、製紙工場に搬入してください。
- 2 分別は、一人ひとりの手元ですぐに行うのが鉄則です。
混ざってからでは分別が大変。混ざらないシステムを整えてください。
- 3 両面を使い終えた紙もリサイクルへ。
付箋・ちらし・封筒など、小さな紙は封筒に入れてください。
- 4 機密書類のシュレッダーくずも、リサイクルできます。

古紙の排出については、大きさを揃えて紙ひもなどで十文字にしばります。
禁忌品（紙の原料にならない異物）が混入しないように注意してください。

禁忌品の例

- ・汚れているもの、臭いの染み付いているもの
 - ・防水加工やワックス加工、アルミ加工などがされているもの
 - ・カーボン紙、圧着ハガキ、写真など、特殊な素材のもの
- ※詳しくは、古紙回収業者にお問い合わせください。



古紙回収業者一覧

【令和7年5月現在】

No.	業者名	本社所在地	電話番号
1	大五産業株式会社	草津市若竹町9番24号	077-564-2274
2	株式会社がんさん	草津市追分南九丁目6番14号	077-563-0769
3	黒田紙業株式会社 草津営業所	草津市野路東三丁目2010	077-567-6188
4	株式会社湖南地区 資源開発センター	草津市馬場町1200-32	077-569-3155
5	株式会社テクノス	草津市馬場町1200-32	077-565-8393
6	株式会社農環	栗東市中沢一丁目3番8号スブランドィード 203号	077-551-2505
7	大津紙業所	大津市月輪一丁目9-5	077-545-9402
8	株式会社北斗グリーン 栗東営業所	栗東市坊袋220-4	077-599-3748
9	有限会社ブルー資源	大津市本堅田三丁目8-30	077-572-0731
10	信和商事株式会社 滋賀営業所	湖南市岩根3970-1	0748-72-9975
11	みどりのエコクラブ	京都府船井郡京丹波町坂原ノビラキ1-1	090-2285-0266

回収内容等については事前に回収業者まで、お問合せください。

3Rの取組(生ごみ)

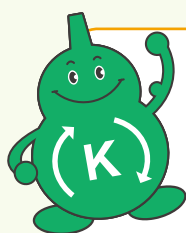
生ごみの80%は、水分です。水切りがごみ減量の最も簡単な方法です。三角コーナーや水切りネット、水切りバケツを使用してください。

● リデュース(排出抑制)

- 1 ユーザー調査を行い、その結果をもとに、食材の残り、売れ残り、作り過ぎ、食べ残しを減らす。
- 2 食堂であれば、ご飯の普通盛と小盛が選択できるなど工夫する。
- 3 3010運動+の推進（宴会等の開始後30分と終了前10分は自席で食事をする時間を設ける）

● リサイクル(資源化)

- 1 業務用の生ごみ処理機を導入する。
- 2 再生利用業者に委託する。(魚アラ・養豚業者の他、下表の登録再生利用業者など)
- 3 知り合いの農家や酪農家に提供する。



平成13年に食品リサイクル法が施行され、食品を製造・加工・小売したり、飲食店を営むなどの食品関連事業者に対し、生ごみなどの食品廃棄物の発生抑制や再生利用、減量化が義務付けられました。登録再生利用事業者は、京滋地区で下表の5業者が登録されています。

【令和6年3月現在】

事業者名	事業内容	事業場の所在地	連絡先
株式会社水口テクノス	肥料化	甲賀市水口町松尾362-28	0748-62-1959
株式会社日野ドリームファーム	肥料化・飼料化	蒲生郡日野町西大路2658番地1	0748-53-8981
株式会社日映志賀	肥料化	大津市伊香立北在地町515番地	077-598-3611
京都有機質資源株式会社	飼料化	京都府長岡京市神足落述1番地	075-953-6100
株式会社レボインターナショナル	油脂製品化	京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字金井谷1-52	075-604-0518

3Rの取組(資源ごみ)

リデュース(発生抑制)

- 1 自動販売機から発生するごみは、設置業者等に引き取ってもらう。
- 2 マイカップ対応自動販売機を導入する。

リユース(再使用)

- 1 リターナブル瓶（牛乳瓶、一升瓶、ビール瓶など）は、確実に納入業者に引き渡す。

リサイクル(資源化)

- 1 分別ボックスを設置し、誰もが確実に分別できる環境を整える。
- 2 分別ボックスは、「わかりやすい表示」、「投入口の形状」、「設置場所」を工夫する。
例：キャップ取り外しのステッカーを貼る
写真やイラストなどで資源ごみの種類をアピールする など



アルミ缶識別マーク



スチール缶識別マーク



PETボトル識別マーク

再生品

せっかく分別回収しても、原料としての需要が無ければ、不要物として処理しなければならなくなります。リサイクルの輪をつなげるためにも、できあがった再生品を使用してください。

資源消費を抑える環境マーク



グリーンマーク



エコマーク



牛乳パック再利用マーク

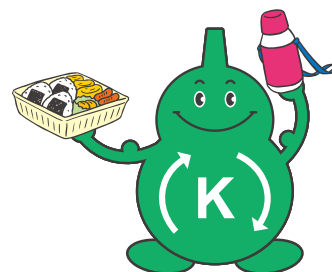


再生紙使用マーク

3Rの取組(その他)

リデュース(発生抑制)

- 1 身近なごみ箱を撤去し、ごみを出さない意識付けをする
例：個人用のごみ箱を無くし、拠点に集約する
- 2 ごみ処理経費を意識する
例：ごみの保管場所に経費を掲示する、月別の経過をグラフにして掲示する
- 3 商品納入業者に容器を引き取らせる
例：段ボール、発泡スチロール、食品トレーなど
- 4 過剰包装等の抑制に努める
例：コンテナや段ボール箱などの「通い箱」を使用する
小さいサイズの包装の商品購入を避ける
割りばしのはし袋をやめる
- 5 弁当・水筒の持参を推奨する
- 6 使い捨て容器を使っていない店を選択する
- 7 割りばしの廃止
例：マイばしに替える
- 8 (ホテルなど) シャンプー・リンスを詰め替え式にし、歯ブラシ・かみそりなど使い捨てアメニティ用品を選択性にする
- 9 ビニール袋やプラ製ストローなどのワンウェイプラスチックの提供を控える



リユース(再使用)

- 1 トナー及びインクカートリッジは、メーカー回収に出す
- 2 (クリーニング店など) ハンガーを再利用
- 3 物は出来るだけ修理して使う
- 4 事業所内で、再利用(譲ります)コーナーを設置
- 5 不用物交換会やバザーの開催

リサイクル(資源化)

- 1 食用油を資源化業者に引き渡す
例：油藤商事株式会社 滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬645 TEL: 0749-35-2081
- 2 なるべく再生品を購入・使用する

環境マネジメント

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、方針や目標などを設定し、達成に向けて活動することを「環境マネジメント」、そのための体制や手続のことを「環境マネジメントシステム」といいます。

環境マネジメントの取組を進めていくことは、環境への意識が向上するだけでなく、コスト削減や事業所のイメージアップにもつながります。



環境マネジメントシステムの主な例

ISO14001 ※国際規格

- 環境マネジメントシステムの国際規格

方針・計画（Plan）→実施（Do）→点検（Check）→見直し（Act）という手順を繰り返すこと（PDCAサイクル）により、環境保全に関する取組を継続的に改善していくもの

エコアクション21

- 環境省が策定した中小企業向け環境マネジメントシステム
- ガイドラインに基づき取り組む事業者を認証・登録するもの

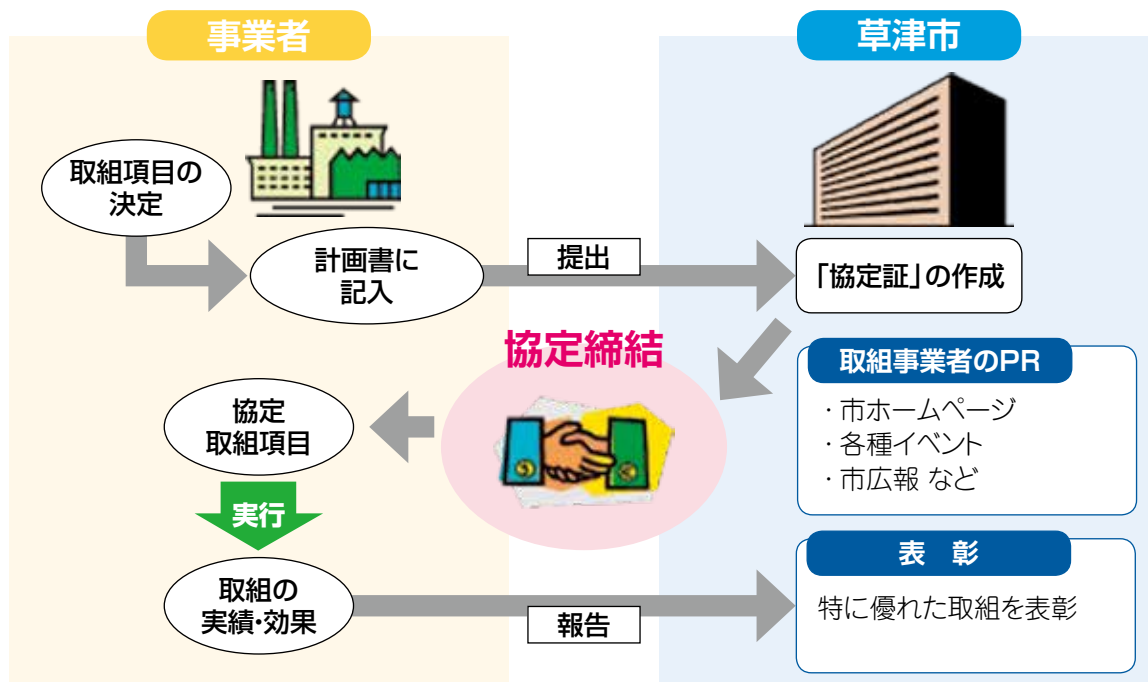
◆ 愛する地球のために約束する協定



草津市では、深刻な地球温暖化問題に対応するために、市民、事業者、団体などのみなさんと協力して二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減することを目的に、「愛する地球のために約束する草津市条例」を平成20年4月に施行しました。

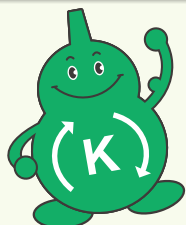
この条例に基づき、皆さんに自主的な取組を約束（市長と協定を結ぶ）していただき、地球温暖化対策市民運動が盛り上がることをめざしています。地球温暖化対策には、皆さんの身近な取組が大切です。ぜひ、協定を結び、一緒に取組を進めていきましょう！

◆◆ 協定締結の流れ ◆◆



【問い合わせ先】 草津市温暖化対策室 077-561-6581

事業所でできるごみの減量



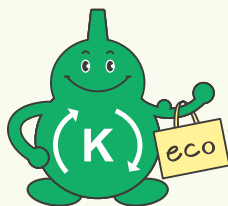
3つのRで一人ひとりが
ごみ減量に取り組みましょう！



まずは Reduce ごみになるものを減らしましょう

リデュース（発生抑制）

例えば…



- レジ袋や過剰包装を減らす
- 売れ残り、作り過ぎ、食べ残しを減らす



- 使い捨て容器を減らす

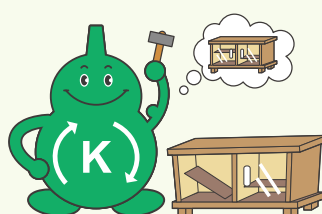
次に Reuse ものをくり返し大切に使いましょう

リユース（再使用）

例えば…



- 不要品交換会やバザーの開催
- 再利用コーナーの設置



- 修理して使う
- 紙の裏面を使う

そして Recycle もう一度資源として活用しましょう

リサイクル（資源化）

例えば…



- 古紙回収業者や製紙工場へ搬入



- 誰もが確実に分別できる環境を整える

この冊子に関するお問い合わせ先

草津市立クリーンセンター(草津市資源循環推進課)

TEL 077-562-6361 FAX 077-566-1694

E-mail shigen@city.kusatsu.lg.jp